

令和 4 年

第 9 回農業委員会総会議事録

令和 4 年 9 月 6 日（火）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

- － 議 事 日 程 －
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 会 期 の 決 定
 - 3 議 事
 - 4 報 告

- － 本日の会議に付した事件 －
- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事（議案第1号から第4号）
- 日程第4 報告（報告第1号から第3号）

- － 委員及び出欠委員の氏名 －

議 長 堀 正

委員の定数 25名

委員の現在数 24名

出 席 委 員（20人）

1 番	樋上	豊	2 番	白山	一男
3 番	土合	正夫	5 番	浅井	満
7 番	金	賢志	8 番	炭谷	一三
9 番	森	敏朗	11 番	栗山	信治
13 番	明石	茂	14 番	末永	久義
15 番	林	康弘	16 番	高橋	吉博
17 番	前田	進	18 番	竹内	正治
20 番	高口	宗範	21 番	稲垣	潔
22 番	山崎	善夫	23 番	堀	正
24 番	有沢	敏博	25 番	小川	博行

欠 席 委 員（4人）

4 番	帯刀	眞理子	6 番	城石	美枝子
10 番	進藤	久司	19 番	永森	薫

議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 会期の決定

- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

- 第 4 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 遠藤 修

主 事 原 美里

副 主 幹 村中 一也

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

議長（堀会長）

まず総会に先立ち、去る、8 月 28 日、職務代理の松山委員が急逝され、30 日に葬儀がしめやかに執り行われました。松山職務代理のこれまでのご功績を称え、ご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、黙とうを捧げたいと思います。皆様ご起立願います。

（黙とう）

議長（堀会長）

御着席ください。

それでは、ただいまから、令和 4 年第 9 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

－ 議事録署名委員の指名 －

議長（堀会長）

まず、日程第１ 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第２１条の規定により、議長において「２２番 山崎委員」「２４番 有沢委員」を指名いたします。

－ 会 期 の 決 定 －

議長（堀会長）

次に、日程第２の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定しました。

－ 議 事 －

議長（堀会長）

次に、日程第３ 議事についてお諮りいたします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

－ （議案第１号の説明・表決） －

議長（堀会長）

次に、日程第３ 議事についてお諮りいたします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

－ （議案第１号の説明・表決） －

議長（堀会長）

まず議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（村中）

本総会でお諮りする予定だった案件ですが、農地の所有者から、内容について調整したい部分があり、保留したいとの申出がありました。つきましては、次回以降の総会で再度お諮りしたいと思いますので、今回は保留とさせていただきます。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による本案件につきましては、ただいま事務局から説明があったとおり保留とし、次回の総会以降にあらためてお諮りすることといたします。

－ （議案第 2 号の説明・表決） －

議長（堀会長）

次に、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（村中）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第 2 号の申請番号 5 番について、稲垣委員から説明をお願いします。

稲垣委員

議案第 2 号の申請番号 5 番について説明します。

申請地は昭和 48 年に隣接する〇〇番〇〇を駐車場用地として転用する際、農道の幅員が狭く耕作地への通行が不便であったため、この拡幅のため公衆用道路として造成した物であり、以前から申請者である〇〇が所有・管理する土地として、所有の意思を持って利用し、固定資産税を納付していました。

当時は地縁団体の制度は無く、所有者が〇〇として土地の所有登記がなされていましたが、申請者には当時、法人格はなく、申請人となって農地法等の процедуруをすることができませんでした。

その後、平成 10 年に〇〇として地縁団体の法人格が認可されたものですが、依然として〇〇が所有する土地として所有権登記ができていなかったものであり、本年土地の所有者として申請者が登記を行ったことにより、今回、この手続きに及ぶものであります。

本来であれば、農地法上の許可を受けてから造成をすべきものであり、申請者は農地法を守らずに転用を行ってしまったことに対して深く反省しており、今後は農地法の手続を遵守することです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

全員挙手です。
よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第3号説明・表決) —

議長(堀会長)

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(村中)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、地域の委員の意見に移ります。
議案第3号の申請番号22番について、稲垣委員から説明をお願いします。

稲垣委員

議案第3号の申請番号22番について説明します。
申請地は先ほど議案第2号の農地法第4条の許可申請にかかる申請地に隣接する農地であります。

この申請地が駐車場用地として、農地法上の手続きがなされずして転用された経緯は、先ほどの議案第2号と同じ案件であり、内容が重複するため説明は割愛いたしますが、譲渡人は、同様に深く反省しており、今後は農地法の手続遵守するとのことでした。

一方で譲受人は、この土地を駐車場として利用するために取得したいとのことであり、今回の申請に至りました。

この転用による周辺農地への影響はないと思われ、関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第3号の申請番号23番について、林委員から説明をお願いします。

林委員

議案第3号の申請番号23番について説明します。

申請人夫婦は、射水市〇〇の夫の祖母と同居しておりますが、令和3年2月に子供が生まれ、家が手狭になったことで自己用住宅を建築したいと考えました。

申請人の夫は、建築用地を探すにあたり、小学校の時に〇〇に住んでおり大島小学校に通っていたことから、家を建築するならば、子供も是非、同じ大島小学校へ通わせられる大島地内だと思っていました。

申請地は、小学校から〇〇m程であり、また、現在子供が通う保育園から〇〇m程であります。さらには、夫の母親が〇〇に住んでおり、申請地から〇〇m程とそれほど遠くない場所であり、これから子供のことで母親に何かと世話になることができると考え、この場所を建築用地として選びました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

全員挙手です。

よって、議案第 3 号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第 4 号説明・表決) —

議長(堀会長)

次に、議案第 4 号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(矢野)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第 4 号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第 4 号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

挙手全員であります。

よって、議案第 4 号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

－ 報 告 －

議長（堀会長）

次に日程第４ 報告です。

－ （報告第１号の説明） －

議長（堀会長）

まず、報告第１号農地法第１８条第６項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（村中）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

－ （報告第２号の説明） －

議長（堀会長）

報告第２号農地法第３条の３の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（村中）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（村中）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。
以上をもって令和4年第9回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時25分

その他協議・報告事項

次回開催場所と時刻について

- ・開催日 10月6日(木)午後2時から
- ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室

議 長

署名委員

署名委員